

設計業者向け

設計業務の流れ

本資料は、設計業務委託の変更に伴い委託設計事務所の業務内容の明確化を図り、設計を円滑に進めるために設計業務の流れを示したものです。各段階において必要な資料を提出し、委託設計事務所と設計担当者との間の意思疎通を図り、手戻りを減らすことを目的としたものです。

福岡県建築都市部営繕設備課

平成 27 年 4 月改定

設計業務の流れ

○ : 設計担当者業務 (◎は、設計業務仕様書によるもの)

● : 委託設計事務所業務

第1段階 : 設計条件の確定【要求の確認】**【法令上の協議】** … 契約後 2 週間※1

- ◎ 委託設計事務所と協力分担して、施設管理者との協議により条件整理、設計条件の確定を行う。
- 設計事務所は、法令上の諸条件等関係機関との打合せを行い、条件確定のための必要な調査、検討、作図等を行う。また、設計スケジュールを作成する。
- 設計スケジュールの確認

第2段階 : 設計方針の確認【設計方針の策定】 … 契約後 1 ヶ月

- 設計方針(案)を策定し提出する。
 - ・設計方針として提出する書類等
 - ① 設計方針書
 - ・ 設計条件
 - ・ 仕様等設計に対する考え方
 - ・ 工事工期の設定 等
 - ② 基本図 (平面計画等設計条件の確認に必要な図面)
 - ③ 図面リスト (発注図として特に必要な詳細図面等を明確化)
 - ④ 仮設計画 (工事中の安全を確認)
 - ⑤ 設備設計との取合い(協議事跡を含む)
 - ⑥ 設計チェックリスト(項目表)(設計方針に沿って、設計をする際に、設計事務所でのようなチェックを行うかを確認するリスト。様式は任意。)
 - 設計図書の作成作業に入る前に設計方針を確認 (評価に反映)
工区分け等を指示、必要であれば発注計画を修正

● 設計図書(図面+拾い書(RIBC2))等の作成

第3段階 : 予算調整 … 履行期限 1 ヶ月前

- 設計チェックリスト(上記⑥の項目をチェックしたもの)、標準仕様書チェックリスト及び RIBC2 の提出
- 提出された RIBC2 に単価を入れ、(必要に応じ)エクセルに出力し予算調整を指示
… 必要であれば設計条件の見直しなどを行う。
- (必要に応じ)予算調整及び変更に伴う設計図書の修正

第4段階 : 最終確認【建築主への説明等】 … 履行期限 2 週間前～履行期限まで

- 設計図書一式、設計チェックリスト(最終版)(⑥のチェックリストを修正・追加等したもの)、設計意図伝達資料(標準仕様書チェックリスト(最終版)含む)を提出
 - ・設計事務所担当より設計担当者へ説明
- 設計図書最終確認
 - ○最終確認 … チェック漏れ、設計ミス等の指摘 → 評価に反映
 - ●最終修正
 - ◎建築主への説明等及び成果物査収
 - ・設計事務所責任者より設計担当係長(担当者)に納品(説明)

※1…設計工期を約 3~5 ヶ月と想定した場合の参考であり、日程・提出物については設計担当者と協議をすること。

設計業者向け

設計意図伝達業務の構成と資料作成等の考え方
及び工事請負者等との協議フロー

福岡県建築都市部営繕設備課

平成22年10月

設計意図伝達業務の構成と資料作成等の考え方及び工事請負者等との協議フロー

1. 設計意図伝達業務の構成

本県での設計意図伝達業務は、主に設計完了時に作成する設計意図伝達資料と施工時に工事請負者、工事監理者及び監督職員(以下、「工事請負者等」という。)からの質疑等への検討書、回答書、協議書及び立会・確認作業等で構成されます。

これは、設計意図伝達業務を本県では「設計委託業務」に含めて発注していることによります。

このため、工事施工中における設計意図伝達業務を補完することが必要となることより、設計完了時及び施工時のそれぞれの段階で、設計意図伝達業務の本来の目的が十分に達成できるための説明資料、説明図、検討・協議書、立会・確認作業等(以下、「資料作成等」という。)をおこなうことが求められます。

2. 資料作成等の考え方

設計意図伝達業務における資料作成等について、設計時と施工時において各々必要とされる内容を下記に示していますので、設計者はこれを参考に当該設計に適した資料作成等を実施してください。

(1) 設計完了時に作成する説明資料、説明図等の主な構成(設計担当者へ提出)

- 設計意図を正確に伝えるための説明等(設計チェックリスト含む)
- 施設条件にかかる留意事項
- 施工上における留意事項
- 工事材料、設備機器等の性能、保守等にかかること
- 色彩計画にかかること
- 対象工事の施設全般の保守、管理、運営にかかること
- 工事施工中におけるフォローアップ体制

※施工時において、設計者が立会、確認等を行う必要がある工程等については、上記の資料にあらかじめ記載してください。

(2) 施工時に工事請負者等の求めに応じて必要となる資料作成等

- 設計図書に関して工事請負者等から提出される質疑(設計図書の不備に起因するものを除く)に対する検討及び検討結果の報告
- 施工図を作成する上で必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成及び工事請負者等への説明
- 意匠、構造、設備等で設計上重要な内容で、施工の詳細が定まった後に設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等の確認業務
- 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討(色彩、柄、形状、納まり等)及び報告

※(2)の業務において、工事費、工期等の変更を伴う内容が発生するおそれがある際には、発注課(営繕設備課)の設計担当者と協議をしてください。

3. 工事施工中における設計意図伝達業務のフロー

